

青森県公安委員会告示第 28 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について、公開による
聴聞を行うので、同法律第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 3 月 5 日

青森県公安委員会委員長

横町 俊明



記

1 聴聞の期日

令和 8 年 3 月 12 日（木） 午前 8 時 30 分

2 聴聞の場所

青森市大字三内字丸山198番地 4

青森県運転免許センター 3 階 聴聞室